

9月10日～16日は自殺予防週間です。「児童生徒の自殺予防に係る取組について」
(令和5年7月10日付け5初児生第4号児童生徒課長通知)等を踏まえ、引き続き、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。



5初児生第12号
令和5年8月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課 長
各 公 私 立 短 期 大 学 担 当 課 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
伊 藤 史 恵

文部科学省高等教育局学生支援課長
吉 田 光 成

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
石 橋 晶

令和5年度「自殺予防週間」の実施について（通知）

令和5年7月10日付け参自発0710第1号により厚生労働省から依頼のあった、「令和5年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（別添1）についてお知らせします。

「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）第7条第2項において、9月10日から9月16日の1週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、

同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）において、自殺予防週間には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。貴職におかれては、これらの趣旨を踏まえ、児童生徒及び学生等の自殺対策に一層御配慮くださるようお願いいたします。

また、18歳以下の自殺は、8月下旬から9月上旬等の学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があること等を踏まえ、今般、児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージを掲載いたしましたので、別添2のとおりお知らせいたします。

なお、厚生労働省において、自殺予防週間の広報ポスター及びリーフレットを作成しておりますので、適宜御活用いただきますようお願いいたします（別添3及び別添4）。

所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の教育委員会等に周知される際には、必要に応じてGIGAスクール構想で整備する1人1台端末等も活用しながら、児童生徒等に対しても大臣メッセージや相談窓口PR動画等が周知されるようお願いいたします。

また、各大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）におかれては、各大学等のホームページやSNSを活用するなど、一人一人に情報が行き渡る手段を確保しつつ、各種相談窓口や相談方法に係る情報等と併せて、在籍する学生等に対して周知されるようお願いいたします。

なお、先般、文部科学省より発出した「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年7月10日付け5初児生第4号児童生徒課長通知）において、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するよう依頼したところであり、同通知では新たに、1人1台端末等を活用して、無償・有償で利用できる健康観察・教育相談システムを整理するとともに、Googleフォーム又はMicrosoft Formsを活用して同様のアンケートフォームを作成するためのマニュアルを作成しておりますので、同通知を再度確認し、児童生徒の自殺予防について御対応をお願いいたします。

ついては、このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の

学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、周知を図るとともに、適切に御対応いただきますよう御指導をお願いします。

【添付資料】

- ・別添1：「令和5年度「自殺予防週間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）」（令和5年7月10日付け参自発0710第1号厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）通知）
- ・別添2：児童生徒等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302907.htm



- ・別添3：令和5年度「自殺予防週間」広報ポスター
- ・別添4：令和5年度「自殺予防週間」リーフレット
※なお、厚生労働省において、相談窓口「まもろうよこころ」を周知する動画を新たに作成しておりますので、御参照下さい。

<https://youtu.be/X8Agiprw5-E>

【参考資料】

- 「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年7月10日付け5初児生第4号児童生徒課長通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00006.htm



【本件担当】

<児童生徒の自殺予防に関する事>

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係

電話：03-5253-4111（内線：3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

<大学・短期大学・高等専門学校における自殺予防に関する事>

高等教育局学生支援課厚生係

電話：03-5253-4111（内線：2522）

E-mail：gakushi@mext.go.jp

<専修学校・各種学校における自殺予防に関する事>

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111（内線：2915）

E-mail：syosensy@mext.go.jp